

市立市辺コミュニティセンター新築工事（建築工事）請負契約の締結につき議決を求めることについて

市立市辺コミュニティセンター新築工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 市立市辺コミュニティセンター新築工事（建築工事）
- 2 契約金額 198,000,000円
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市鑄物師町871番地
株式会社ヤマタケ創建 東近江支店
支店長 富井 嘉文

提案理由

市立市辺コミュニティセンター新築工事（建築工事）請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。